

第 14 次鳥獣保護管理事業計画の策定について

自然保護課

1 趣 旨

県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、法という。)第 4 条第 1 項の規定に基づき、鳥獣保護管理事業計画を策定している。この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資することを目的として、5 年ごとに策定している。

現行の第 13 次鳥獣保護管理事業計画の計画期間が、令和 8 年度末に終期を迎えることから、新たな計画(第 14 次鳥獣保護管理事業計画)を策定する必要があり、当審議会に諮問するものである。

[根拠法令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]

第 4 条第 1 項

都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。

第 4 条第 4 項

都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。

2 現行計画(第 13 次鳥獣保護管理事業計画：R4～R8)の概要

- I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
 - ・鳥獣の区分と保護及び管理の考え方、役割分担等を記載
- II 第 1 計画期間
 - 第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
 - ・鳥獣の保護増殖を図るため、鳥獣保護区等を指定
 - 第 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
 - 第 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 - ・学術研究や数の調整などの許可基準、麻酔銃猟の留意事項等を設定
 - 第 5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項
 - ・銃猟に伴う危険を予防するため特定猟具使用禁止区域等を指定
 - 第 6 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項
 - ・生息数が著しく減少、生息地の範囲が縮小している鳥獣に対する計画
 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 - ・生息数が著しく増加し、生息地の範囲が拡大している鳥獣に対する計画
 - ・ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、カモシカの計画を定めている。
 - 第 7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
 - 第 8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
 - 第 9 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項
 - ・傷病鳥獣救護の基本的な対応

3 国の基本指針の改定について

鳥獣保護管理事業計画は、法第4条第1項の規定に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（基本指針）に即して策定する必要がある。

基本指針の見直しについては、令和8年2月20日に開催された国の中央環境審議会・自然環境部会において環境大臣から諮問され、令和8年9月頃に告示される見込みである。

見直しについては、同審議会・同部会・鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において、点検項目とその対応方針について整理される予定である（令和8年4月、5月、7月開催予定）。

（1）改定の趣旨

- ・基本指針は5年ごとに見直しをすることとされているが、現基本指針の計画期間が令和8年度末となっていること。
- ・点検にあたっては、鳥獣の保護及び管理の状況の変化並びに社会的変化を踏まえた課題と対応方針を整理する必要があること。

（2）主な点検項目ごとの検討状況

- ・資料5－3参照

4 本県独自の主な検討課題について

- ・キジの放鳥事業の廃止
放鳥数と捕獲数の関連性が認められないこと、生物多様性の観点から廃止を検討。

5 今後のスケジュール(予定)

令和8年3月26日	環境審議会【諮問】
5月28日	野生鳥獣保護管理検討委員会 第1回
6月25日	環境審議会野生生物専門部会 第1回
7月中旬	市町村・関係課への要望照会
8月下旬	野生鳥獣保護管理検討委員会 第2回
9月下旬	環境審議会野生生物専門部会 第2回
10月下旬	野生鳥獣保護管理検討委員会 第3回
12月下旬	環境審議会野生生物専門部会 第3回
12月～ 令和9年2月	中部森林管理局法定協議、利害関係人等への意見聴取、パブリックコメント
3月下旬	環境審議会【答申】、公示